

【 処置 】

597 間接喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）（小児）の算定について

《令和7年6月30日》

○ 取扱い

- ① 2歳未満の小児に対するJ099間接喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）の算定は、原則として認められない。
- ② 3歳以上の小児に対するJ099間接喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

間接喉頭鏡は、小さな丸い平面鏡を咽頭に挿入して反射光により喉頭部を観察するものである。間接喉頭鏡下喉頭処置実施時は静止が必須であり、2歳未満の小児は体動が生じる可能性が高く危険を伴うことから、実施は困難と考えられる。

一方、3歳以上の小児は体動が生じることはなく、的確に実施することが可能と考えられる。

以上のことから、J099間接喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）の算定について、2歳未満の小児に対する算定は原則として認められず、3歳以上の小児に対する算定は原則として認められると判断した。